

令和6・7年度  
昭島市学校給食用物資納入業者  
登録申請要領

昭島市教育委員会  
学校教育課学校給食課

## 目 次

1.	趣旨	P3
2.	登録有効期間	P3
3.	受付期間等	P3
4.	登録の要件	P3
5.	申請に必要な書類	P5
6.	申請受付期間及び登録決定等	P6
7.	学校給食用物資納入業者登録後の流れ	P7
8.	登録後の取扱	P7

## 1 趣旨

この要領は、令和6年4月から、本市の学校給食費を市の予算に計上し、市が管理する公会計移行に伴い、昭島市立小・中学校における安全・安心な学校給食の安定的な提供と給食用物資の品質の確保を目的とした学校給食用物資納入業者登録制度の令和6・7年度に係る運用に関して、必要な事項を定めるものです。

## 2 登録有効期間

登録有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とします。  
※登録有効期間の途中で登録申請(随時申請)をした場合は、登録完了日から令和8年3月31日までとなります。

## 3 受付期間等

- 受付時間/午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時を除く。)
- 受付場所/昭島市学校給食共同調理場(昭島市東町2-2-29)  
※原則、郵送による申請書類の提出は受理しません。

## 4 登録の要件(業者の選定基準)

### <物資供給能力等について>

- 納入する給食用物資については「昭島市学校給食用物資購入基準書」に準じた品質を満たすこと。
- 昭島市に本店、支店、営業所、工場等固定した事業施設を有するか、東京都または近県(配送可能地域)に営業所があり、緊急の納入等にも対応が可能であること。
- 仕入れ及び製造加工能力等があり、学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給できること。なお、不良品があった場合には、その物資を引き取り、必ず代替品をもって充てること。
- 指定した期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有していること。
- 工業・店舗・販売所等固定した営業施設を有し、保安基準に適合した配送用自動車を所有していること。
- 常時営業が行われていること。
- 常時電話等の方法により連絡が取れること。

### <法令順守等について>

- 学校給食の趣旨を理解し、協力的であること。
- 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- 業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けている、もしくは届出をしていること。
- 2年以上の事業実績を有すること。
- 納期限の到来した法人税(個人事業者にあたっては所得税)又は消費税もしくは地方消費税を完納していること。
- 納期限に到来した昭島市税(延滞金を含む。)を完納していること。
- 昭島市暴力団排除条例(平成24年条例第5号)第2条に規定する暴力団員等又は暴力団関係者でないこと。

#### ＜衛生状況について＞

- 保健所の食品衛生監視採点が80点以上であること。
- 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備、その他衛生上必要な設備を完備していること。
- 品質管理が確実に行われ、仕入・製造・保管・配送に至るまで、食品の安全と衛生管理が徹底されているとともに、従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。

#### ＜各種検査報告について＞

- 昭島市及び食材納入先である学校から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく提出すること。

#### ＜その他＞

- 本要領に定めのない事項及び本要領に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者が信義誠実に協議して定めるものとする。

## 5 申請に必要な書類

登録の要件を満たしているかどうかを確認するため、下記の書類を提出してください。

	提出書類	法人	個人	備考
1	昭島市学校給食用物資納入業者登録審査申請書	○	○	・様式1
2	登記事項証明書(写)	○		・本社・本店の所在地を管轄する法務局で発行
	本人確認書類(写)		○	・官公署が発行(運転免許証・保険証など)
3	印鑑証明書(写)	○		・本社・本店の所在地を管轄する法務局で発行
	印鑑登録証明書(写)		○	・住民票登録地の市区町村で発行
4	誓約書	○	○	・様式2
5	食品営業許可証(写)	○	○	・食品衛生法に基づく許可を要する事業所のみ該当
	食品衛生監視票(写)	○	○	・食品衛生法に基づく届出を要する事業所のみ該当 ※申請日以前1年以内のもの
	腸内細菌検査書	○	○	・業務に使用する施設に勤務する従業員のもの ※申請日以前2ヶ月以内のもの
6	納入物資別キャンセル日数届出書	○	○	・様式3 ※納入予定の物資のみ記入
7	法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書(写)	○	○	・納税地を管轄する税務署で発 ※行法人はその3の3 ※個人はその3の2
8	市税完納証明書(写)	○	○	・昭島市に現住所、本店または支店、営業所がある場合のみ該当 ※法人は法人市民税の納税証明書 ※個人は個人市民税の納税証明書
9	その他書類	○	○	・事業実績を証明する書類 ※契約書の写し等

※証明書は、発行日が申請書を提出する日から3か月以内のもので、最新の状況を確認できるもの

※提出書類は各1部ずつ

※各様式については、昭島市ホームページからダウンロードできます。

## 6 申請受付期間及び登録までの流れ

当初(令和6年4月1日)からの登録を希望する場合は、申請に必要な書類を揃え、下記の受付期間内に、昭島市教育委員会学校給食課へ、ご持参のうえ提出してください。なお、当初申請締め切り後も随時、登録申請(随時申請)を受け付けます。

【当初申請方法】	受付期間	受付場所
申請先	令和6年2月16日(金)まで 土・日・祝日を除く 午前9時00分～午後4時00分	昭島市教育委員会学校教育課学校給食課 〒196-0033 昭島市東町二丁目2番29号

※郵送では受け付けませんのでご了承ください。

※ただし、正午から午後1時を除く。

【登録までの流れ】	登録希望業者	昭島市教育委員会(学校給食課)
令和6年1月29日 (月)受付開始	申請書類提出	申請書類の内容等確認
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                     申請書類について、修正や追加提出を求める場合がありますのでご了承ください。                 </div>	
令和6年2月16日 (金)受付終了	登録が完了した業者 支払金口座振替依頼書(債権者登録票)の提出(※1)	申請書類等により登録要件を満たすことを確認し、見積書等を配付
令和6年4月1日 (月)	契約締結	

※1 「支払金口座振替依頼書(債権者登録票)」は、市が支払金の振り込み先となる口座登録をする書類です。

## 7 学校給食用物資納入業者登録後の流れ

### (1) 契約締結に係る手続き

登録完了後、昭島市と学校給食用物資に係る契約を締結します。併せて昭島市からお支払いするための口座を登録するため、『支払金口座振替依頼書(債権者登録票)』の提出をお願いします。

### (2) 発注方法

登録した業者の中から、各学校給食施設が取扱食材、品質・規格・価格、納入実績等を勘案し、発注先業者を選定します。発注元・納品先は各学校給食施設となります。

### (3) 支払方法

納品書、請求書の2点を学校へ提出してください。ご提出いただいた書類を各学校給食施設で確認後、昭島市が各業者へ支払います。

## 8 登録後の取扱

内 容	手 続 き 等
1. 登録内容の変更	登録後に登録内容に変更が生じた場合には、下記のとおり手続きをとってください。 <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 登録通知書に記載のある登録内容に変更が生じた場合 → 次の書類を改めて提出してください。 ・「昭島市学校給食用物資納入業者登録申請書」及び必要添付書類 ・「支払金口座振替依頼書(債権者登録票)」</li><li>▶ 軽微な変更(上記以外の変更)が生じた場合 → お早めに 昭島市教育委員会学校教育部学校給食課へ電話等で連絡してください。必要に応じて書類提出などをご案内します。</li></ul>
2. 登録の継続	登録有効期間満了後も引き続き、昭島市学校給食用物資納入業者として登録を希望する場合は、有効期間満了前に更新申請が必要となりますので、ご注意ください。 更新時期になりましたら、広報あきしま・公式ホームページ等でお知らせします。
3. 各種検査において陽性となった場合の対応	自主的な検体検査及び衛生検査等において、陽性または不適合となった場合には、直ちにその旨の連絡を昭島市(昭島市立小・中学校を含む。)へ行い、対応を協議するものとします。

<p>4. 登録の取消</p>	<p>登録後、登録に係る営業を廃止した場合、若しくは登録要件を満たさなくなった場合、又は登録期間中に次のような事由が生じ昭島市の学校給食用物資納入業者としての適格性を有しないと判断された場合は、当該物資納入業者としての登録を取り消すことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食材の仕入から製造、保管、配送に至るまで食品の安全と衛生管理が徹底されていないと認められる場合</li> <li>・複数回に渡って理由なく定時配送を行わない場合</li> <li>・著しく品質の劣る食材を納入した場合</li> <li>・必要な検査や報告を行わない場合</li> <li>・各種検査において陽性となった場合に、直ちに、昭島市(昭島市立小・中学校を含む。)と対応を協議したうえで、取り決めた事項について、適切に履行しなかった場合</li> <li>・登録申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合</li> <li>・昭島市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当することが判明した場合</li> <li>・登録の取消しを申し出た場合</li> <li>・その他登録の要件を有しないと認められる場合</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
-----------------	---

# 記載例

## 昭島市学校給食用物資納入業者登録申請書

年 月 日

(あて先) 昭島市長

登 録 業 者 名	本社名義を記入		所在地 〒123-4567 東京都昭島市東町1-22-33	営業区分 <small>○で囲んでください</small>	1 販売(小売・卸売)	
	商号・屋号 株式会社 昭島				2 製造	
	ふりがな 代表者名 あきしま たろう 昭島 太郎		営業開始日を記入	開業年月日	3 その他( )	
	電話番号 012(345)6789				[ 明治・大正・昭和・平成・令和 ] 15年12月30日	
	F A X 012(543)9876		組 織 <small>○で囲んでください</small>	1 株式会社		
	メールアドレス akishimashitarou@city.akishima.jp			2 有限会社		
				3 個人		
使 用 届 出 印			印 鑑 登 録 済 印	4 その他( )		
				資 本 金 300万 円		
				前 年 度	総販売(製造)額	80,000千円
				資 産 額	30,000千円	
				負 債 額	15,000千円	
実 務 責 任 者	ふりがな 氏 名	あきしま じろう 昭島 次郎		電 話 番 号	012(345)6789	
	ふりがな 氏 名	あきしま はなこ 昭島 花子		F A X 番 号	012(543)9876	

取扱食品・流通経路

品 名	流 通 経 路
生鮮食品	産地→メーカー→一次卸売業者→弊社
鯉節	枕崎→晴海→弊社
加工食品	農家→国内製造工場→弊社
豚肉	生体検査→食肉市場→解体処理→部位成形処理→スライス処理→計量→包装→弊社
白米	JA→玄米購入→精米処理→弊社

事業概要	営業年数等		従業員数				
	営業年数	30年	役員	事務	配送	その他	合計
	学校給食経験年数	5年	3人	5人	10人	2人	20人
	建物面積		配送能力				
	店舗	工場	倉庫	冷凍車	保冷車	トラック・バン	その他
	100㎡	100㎡	100㎡	10台	5台	5台	3台
	生産設備	冷凍倉庫、冷蔵庫、エックス線検査機、大型スライサー、包装機					
	購入先(仕入)	昭島流通センター、昭島フーズ、昭島食品、昭島青果、昭島市場					

事業実績	令和4年度	契約名 ※他自治体と契約している場合	〇〇市学校給食用食材料納入契約
		納入先	東京都〇〇市、〇〇区 埼玉県〇〇市、神奈川県〇〇市
		主な納入物資	調味料全般、鶏肉、野菜類
	令和5年度	契約名 ※他自治体と契約している場合	〇〇市学校給食用食材料納入契約
		納入先	東京都〇〇市、〇〇区 埼玉県〇〇市、神奈川県〇〇市
		主な納入物資	調味料全般、鶏肉、野菜類

取引を希望する昭島市学校給食施設	1 学校給食共同調理場
	2 富士見丘小学校
	3 武蔵野小学校
	4 つつじが丘小学校
	5 田中小学校
	6 拝島第二小学校
	7 福島中学校
	8 瑞雲中学校
	9 多摩辺中学校

事業所等所在地付近略図(北を上にご記入ください)

添付書類	<input type="checkbox"/> 本申請書(様式1) <input type="checkbox"/> 登録事項証明書(写) <input type="checkbox"/> 本人確認書類(写) <input type="checkbox"/> 印鑑証明書(写)または印鑑登録証明書(写) <input type="checkbox"/> 誓約書(様式2) <input type="checkbox"/> 食品営業許可証(写) <input type="checkbox"/> 食品衛生監視票(写) <input type="checkbox"/> 腸内細菌検査書(写) <input type="checkbox"/> 納入物資別キャンセル日数届出書(様式3) <input type="checkbox"/> 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の証明書(写) <input type="checkbox"/> 納税証明書(市民税) <input type="checkbox"/> その他書類(事業実績等を証明するのに必要な場合)
------	---

誓約書

(あて先) 昭島市長

5年11月15日

所在地	昭島市東町2-2-29
商号又は屋号	株式会社 あきしま商店
代表者職氏名	代表取締役 昭島 太郎

印鑑証明書の  
印を押印  
(実印)

昭島市学校給食用物質納入業者登録申請に際し、提出した書類の記載内容は事実に相違ありません。また、次に掲げる事項を遵守します。

1 上記の申請に当たり、法令等を遵守し、談合等の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

なお、談合等の疑いが生じたときは、当登録の取消その他昭島市のとる措置に従い、一切の異議申立てをしないことを併せて誓約します。

2 出庫時には必ず品質の確認をします。(賞味期限、消費期限、鮮度、温度、数量、包装、容器、異物混入等)

3 配送はできる限り迅速に行い、品質の低下がないように温度管理に注意します。

4 検収時に不合格だった場合には、速やかに必要な量を確保し、再度、納品を行います。

5 申請者及び申請者の役員等に暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当する者はありません。

6 本登録にあたって必要な各種検査報告や市指定の手続きについて遅滞なく提出をします。また、各種検査において陽性または不適合となった場合には、昭島市(昭島市立小・中学校を含む。)へ直ちにその旨の連絡をし、協議において取り決めた事項について適切に履行します。

7 納入先である学校の事情を考慮し、あらかじめ打ち合わせを行った上で、指定の日時及び場所に学校指定の方法で必ず納入します。

8 本登録申請内容に変更が生じた場合は、遅滞なく必要書類を提出します。

【様式3】

納入物資別キャンセル日数届出書

記載例

5年11月15日

印鑑証明書の  
印を押印

(あて先) 昭島市長

所在地  
商号又は屋号  
代表者職氏名

昭島市東町2-2-29  
株式会社 あきしま商店  
代表取締役 昭島 太郎

実印

・ 全般的な取扱物資区分ごとのキャンセル可能日時を記入してください。

取扱物資区分	分類名	営業日前	時間
(例) 野菜・果実	野菜	1	15時
	果実	2	11時
共同購入物品	調味料		
	食品		
野菜・果実	野菜	3	12時
	果実	2	12時
肉類	肉類	3	15時
	加工品	3	15時
魚介類	鮮魚	4	12時
	水産練り製品	2	15時
豆腐類	全般	1	12時
こんにゃく類	全般	1	12時
麺類	冷蔵品		
	冷凍品		
一般物資	鶏卵		
	乳製品		
	調理加工品		
	冷凍食品		
	乾物		
	缶詰		
	調味料		
行事食			
米穀	全般		

(1営業日前)  
例) 4月2日(火)納品予定の場合、  
4月1日(月)15時までの連絡でキャンセル可能  
(2営業日前)  
例) 4月2日(火)納品予定の場合、  
3月29日(金)11時までの連絡でキャンセル可能

・ その他補足事項

特定の食品について、例外的なキャンセル可能日時がある場合は、下記の記載欄に記入してください。

取扱物資区分	食品名	営業日前	時間
(例) 野菜・果実	メロン	3	12時
野菜・果実	梨	4	15時
魚介類	切り身	3	15時

取扱物資区分	食品名	営業日前	時間